

一般財団法人女性労働協会 役員退職手当支給規程

平成4年4月1日
規程第1号

第1条 一般財団法人女性労働協会の役員に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

第2条 退職手当は、役員が退職し、または解任された場合にはその者に、役員が死亡した場合にはその遺族に支給する。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、役員に支払うべき退職手当の金額から、その金額を控除して支給する。

3 退職手当は、予算その他の特別の事由がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され、または死亡した日におけるその者の本給の月額に100分の10以内の割合を乗じて得た額とする。

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の金額は、役員に任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じた場合は、これを1月とする。

第5条 役員が任期満了の日またはその翌月において再び同一の役職の役員に任命された場合は、その者の退職手当の支給については、その者は引き続き在職したものとみなす。

第6条 役員が任期満了の日以前またはその翌月において役職を異にする役員に任命された場合は、その者は、任命の前日に退職したものとみなす。

第7条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果100円未満の端数を生じた場合は、これを100円に切り上げる。

附則

この規程は、平成4年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、一般財団法人への設立の登記の日から適用する。